

土地付き建物と農地の 公売を10月30日に実施

●詳しくは
市役所税務課収納整理係(☎・内線1251、1253)

市は、不動産の公売を実施します。
■公売日時 10月30日(木)、午前10時から(受け付けは、午前9時40分から)
■公売会場 市役所本庁舎3階大会議室
■公売方法 入札方式
■売却決定日時 11月6日(木)、午前10時
■参加資格 ①については、国道282号との出入りが1カ所しかないため、地権者と協議の上、通行してください。②については、農地法第3条に規定する所有者としての資格を有していることが条件となります。

■公売の参加に必要なもの ▶印鑑(個人の場合、参加者本人の印。法人の場合、代表者印) ▶公売保証金 ▶買受適格証明書(②の公売のみ) ▶委任状(代理人が入札する場合に必要となります)

■その他

- 公売前に滞納市税が完納された場合は、公売を中止します。
- 公売財産の詳しい内容は、市役所税務課で確認してください。

■公売財産など(地番ごとの売却は不可。一括公売とします)

番号	所在地	登記簿地積	地目	見積り価格	公売保証金
①	小柳田53番3	15.71平方 ^米	宅地	6,100,000 円	610,000 円
	小柳田53番4	2.29平方 ^米	宅地		
	小柳田54番5	1,504.49平方 ^米	宅地		
	小柳田54番地5、同53番地4	※床面積 317.52平方 ^米	※倉庫		
②	松尾第28地割64番	183平方 ^米	田	1,510,000 円	151,000 円
	松尾第28地割217番	2,018平方 ^米	田		
	松尾第28地割218番	1,866平方 ^米	田		
	松尾第28地割219番	3,094平方 ^米	田		

※①は土地付き建物の公売です。

- ②の公売には、市農業委員会が発行する買受適格書が必要になります。公売日時までの証明書の申請締め切りは、9月10日(水)と10月10日(金)の2回です。
- 公売保証金は、受付時に現金で一括納付してください。
- 買受代金は、11月6日(木)の午後2時30分までに一括納付してください。
- 市税滞納者は、公売に参加できません。
- 現地説明会は行いません。

市民健康講座に参加し 脳卒中の予防法を学ぶ

●詳しくは
健康福祉課健康推進係(☎・内線1171)

市は、市民健康講座を開催します。
■日時 9月26日(金)、午後1時半から3時まで(午後1時から受け付け)
■場所 西根地区市民センター
■内容 脳卒中を予防～おらほの街の一人ひとり、薄味に取り組もう～
■講師 管理栄養士 松本紀子さん
 ※略歴…元・県立沼宮内病院栄養士。野菜ソムリエ、健康運動指導士の資格を持っています。二戸市在住
 講座への参加は当日も受け付けますが、資料の

準備などがありますので、参加希望者は、**9月19日(金)までに健康福祉課へ申し込みください。**

脳卒中とは…脳の血管が詰まったり、破れたりして血流が悪くなり、突然の意識障害や運動障害を起こす病気で、県内では年間約3,000人が発症しています。また、介護が必要になった原因で最も多いものが脳卒中で、「介護を要する人の5人に1人が脳卒中を原因としている」という国の調査結果があります。

西根地区定例行政相談の開催中止について

広報はちまんだい8月21日号の2頁、各種相談に掲載した西根地区の定例行政相談【9月20日(土)、西根地区市民センター】は、都合により実施しないことになりました。

たので、ご了承願います。
 なお、松尾・安代両地区の定例行政相談は、予定どおり開催します。

市民の皆さんを対象に 新しい庁舎を一般公開

●詳しくは
市役所総務課(☎・内線1231)

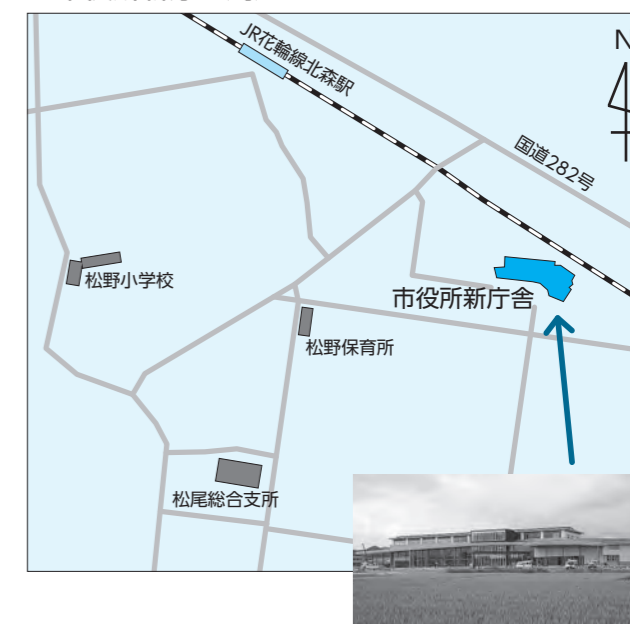
市は、9月30日の新庁舎完成(予定)に伴い、市民の皆さんに新庁舎を一般公開します。

■期日 10月5日(日)
■場所 市役所新庁舎(野駄第21地割170番地)
■時間 ①午前9時から②午前10時から③午前11時から④午後1時半から⑤午後2時半から⑥午後3時半から

当日は、職員が新庁舎内を案内します。午前3回、午後3回の計6回の公開となりますので、希望する公開時間までに、新庁舎前の広場にお集まりください(見学者多数の場合は、複数のグループに分けて見学いただく場合があります)。

また、新庁舎にも駐車スペースがありますが、外構工事中のため、混雑状況により、松尾総合支所駐車場を利用いただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

■市役所新庁舎周辺の地図



安心な老後を送るため 農業者年金にご加入を

●詳しくは
市農業委員会事務局
農業振興係(☎・内線1283)

農業者年金は、農業に従事する皆さんの老後の生活をサポートする年金制度です。将来に備えて加入しましょう。

■加入するための要件

次の全ての項目に該当する場合、農地を持っていない農業者や家族従事者でも加入できます。

- ①60歳未満
- ②保険料の免除を受けていない国民年金第1号被保険者
- ③年間60日以上農業に従事

■保険料は自由に選択

保険料は積立方式です。月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選択できます。

■税の優遇措置も適用

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります。また、受け取る年金も控除適用になります。

■終身年金で補償付き

年金は、生涯支給されます。加入者が、80歳前に亡くなった場合、現在価値に相当する額を、死亡一時金として遺族が受け取ることができます。

■農業担い手に補助も

認定農業者や青色申告者など、農業の担い手として一定の要件を満たす人は、保険料の国庫補助を受けることが可能です。

■農業者年金の受取額(試算)

加入年齢	納付期間	性別	受取額(月額)
20歳	40年	男	84万円
		女	71万7千円
30歳	30年	男	55万8千円
		女	47万6千円
40歳	20年	男	33万円
		女	28万2千円
50歳	10年	男	14万7千円
		女	12万6千円

※65歳からの年金額です。この試算は、通常加入で保険料月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.05%となった場合のもので、

※平均余命などの違いで、受取額は男女で異なります。